

住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱

住宅・建築物防災力緊急促進事業	(旧) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
<u>住宅・建築物防災力緊急促進事業</u>制度要綱 令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 国住街第 <u>144</u> 号、国住市第 <u>98</u> 号、<u>国住木第 110 号</u> 国土交通省住宅局長通知 <u>(削除)</u> 第1 目的 この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け、<u>大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成</u>を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者並びに水害時に大量に発生する避難者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業、<u>狭あい道路の解消に向けて実施するモデル性の高い事業並びに災害発生時等の担い手確保及び初動対応の迅速化を図るモデル性の高い事業</u>について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 <u>住宅・建築物防災力緊急促進事業</u> この要綱において定めるところに従って実施される建築物	<u>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業</u>制度要綱 令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 国住街第 <u>222</u> 号、国住市第 <u>155</u> 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 令和 6 年 4 月 1 日 国住街第 174 号、国住市第 86 号 第1 目的 この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け<u>た地域の防災拠点となる建築物の整備</u>を促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業並びに大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者並びに水害時に大量に発生する避難者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 <u>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業</u> この要綱において定めるところに従って実施される建築物耐震

耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、一時避難場所整備緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業をいう。

二～四（略）

五 地域防災力向上支援モデル事業

この要綱において定めるところに従って実施される狭あい道路の解消に向けて実施する次のイ及びロに係るモデル性の高い事業（以下「狭あい道路情報整備モデル事業」という。）をいう。

（削除）

イ 重点的に安全性を確保すべき地域（以下「重点地域」という。）及び重点的に拡幅等整備を行う路線（以下「重点路線」という。）を選定し、地域における狭あい道路の解消に向けた整備方針（以下「整備方針」という。）を策定するために要する調査・検討

ロ 整備方針に沿った整備の実施に伴う地域コミュニティとの交渉・調整

（削除）

対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業及び一時避難場所整備緊急促進事業をいう。

二～四（略）

五 地域防災力向上支援モデル事業

この要綱において定めるところに従って実施される次に掲げる事業をいう。

イ 狭あい道路の解消に向けて実施する次の(1)及び(2)に係るモデル性の高い事業（以下「狭あい道路情報整備モデル事業」という。）

(1)重点的に安全性を確保すべき地域（以下「重点地域」という。）及び重点的に拡幅等整備を行う路線（以下「重点路線」という。）を選定し、地域における狭あい道路の解消に向けた整備方針（以下「整備方針」という。）を策定するために要する調査・検討

(2)整備方針に沿った整備の実施に伴う地域コミュニティとの交渉・調整

ロ イに掲げる事業の実施に関する事業として、次の(1)から(3)に掲げるもの

(1) イに掲げる事業及び狭あい道路対策に係る評価・調査を行う事業（以下「評価・調査事業」という。）

(2) イに掲げる事業に係る普及・広報を行う事業（以下「普

<u>六 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業</u> <u>この要綱において定めるところに従って実施される、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、災害発生時に備えて事前に実施するモデル性の高い取組に関する事業をいう。</u> <u>七 評価・調査事業</u> <u>大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成に係る評価・調査を行う事業をいう。</u> <u>八 普及・広報事業</u> <u>大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成に係る普及・広報を行う事業をいう。</u> <u>九 事務事業</u> <u>第2号、第5号及び第6号に掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業をいう。</u> <u>十 基礎事業</u> <u>十一 事業主体</u> <u>住宅・建築物防災力緊急促進事業</u>を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。 <u>十二 住宅</u> <u>十三 マンション</u> <u>十四 建築物</u>	<u>及・広報事業」という。)</u> <u>(3) イに掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業（以下「事務事業」という。)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>六 基礎事業</u> <u>七 事業主体</u> <u>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業</u>を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。 <u>八 住宅</u> <u>九 マンション</u> <u>十 建築物</u>
---	--

第 12 号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

十五 建築物等

第 12 号に掲げる住宅及び第 14 号に掲げる建築物をいう。

十六 要緊急安全確認大規模建築物

十七 要安全確認計画記載建築物

十八 通行障害既存耐震不適格建築物

十九 超高層建築物等

二十 一時滞在施設

第 40 号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

二十一 避難場所

第 40 号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。

二十二 災害拠点病院等

二十三 退避施設（受入スペース）

二十四 備蓄品

二十五 防災備蓄倉庫

二十六 受入関連施設

二十七 耐震改修促進計画等

二十八 地域防災計画

二十九 都市再生安全確保計画等

三十 国土強靱化地域計画

三十一 帰宅困難者

三十二 通常在館者

三十三 緊急輸送道路

第 8 号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

十一 建築物等

第 8 号に掲げる住宅及び第 10 号に掲げる建築物をいう。

十二 要緊急安全確認大規模建築物

十三 要安全確認計画記載建築物

十四 通行障害既存耐震不適格建築物

十五 超高層建築物等

十六 一時滞在施設

第 35 号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

十七 避難場所

第 35 号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。

十八 災害拠点病院等

十九 退避施設（受入スペース）

二十 備蓄品

二十一 防災備蓄倉庫

二十二 受入関連施設

二十三 耐震改修促進計画等

二十四 地域防災計画

二十五 都市再生安全確保計画等

二十六 国土強靱化地域計画

二十七 帰宅困難者

二十八 通常在館者

二十九 緊急輸送道路

<u>三十四</u> 避難路	<u>三十</u> 避難路
<u>三十五</u> 避難地	<u>三十一</u> 避難地
<u>三十六</u> 避難路沿道等	<u>三十二</u> 避難路沿道等
<u>三十七</u> 密集市街地	<u>三十三</u> 密集市街地
<u>三十八</u> 浸水想定区域等	<u>三十四</u> 浸水想定区域等
<u>三十九</u> 長周期通知	<u>三十五</u> 長周期通知
<u>四十</u> 協定	<u>三十六</u> 協定
<u>四十一</u> 評価方法基準	<u>三十七</u> 評価方法基準
<u>四十二</u> 省エネ基準	<u>三十八</u> 省エネ基準
<u>四十三</u> ZEH 水準	<u>三十九</u> ZEH 水準
<u>四十四</u> ZEB 水準	<u>四十</u> ZEB 水準
<u>四十五</u> 狭あい道路	<u>四十一</u> 狭あい道路
<u>四十六</u> 指定道路図	<u>四十二</u> 指定道路図
<u>四十七</u> 指定道路調書	<u>四十三</u> 指定道路調書
<u>四十八</u> 地域グループ	<u>(新規)</u>
<u>第 11 号に掲げる事業主体のうち、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成され、第 6 号に掲げる事業に取り組むグループをいう。</u>	
<u>四十九</u> 地域協議会	<u>(新規)</u>
<u>第 11 号に掲げる事業主体のうち、地方公共団体及び原則として複数の前号に掲げる地域グループで構成されるものをいう。</u>	
<u>五十</u> 災害協定等	<u>(新規)</u>
<u>地域グループと地方公共団体との間において、災害発生時の対応等に関する事項について定めた取り決め等をいう。</u>	
<u>五十一</u> 木造応急仮設住宅	<u>(新規)</u>

第 12 号に掲げる住宅のうち、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 2 条第 2 項に規定する建設型応急住宅であって、木造のものをいう。

第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施

- 1 事業主体は、耐震改修促進法及び耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一～十二（略）

（削除）

十三（略）

2～12（略）

（削除）

13 第 1 項第 13 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 第 2 項から第 6 項までに規定する第 1 項第 1 号から第 7 号の事業のいずれかの要件に適合すること。

第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施

- 1 事業主体は、耐震改修促進法及び耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一～十二（略）

十三 建築物耐震対策緊急促進事業に係る事務事業

十四（略）

2～12（略）

13 第 1 項第 13 号の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合する者のうち国土交通大臣が公募し、選定した者（以下「事務事業者」という。）が建築物耐震対策緊急促進事業を行う者に必要な費用を交付する事業でなくてはならない。

一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。

三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

14 第 1 項第 14 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 第 2 項から第 6 項までに規定する第 1 項第 1 号から第 7 号の事業のいずれかの要件に適合すること。

二 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー１６－（２０）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。

14 第１項第１号から第13号までの事業は、令和８年３月３１日までに着手されたものでなくてはならない。

第４ 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施

１ 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一（略）

二 災害拠点病院等整備事業

災害拠点病院等として、第２第２２号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

２～３（略）

第５ 一時避難場所整備緊急促進事業の実施 （略）

第６ 地域防災力向上支援モデル事業の実施

１ 地方公共団体は、狭あい道路情報整備モデル事業として第２第５号に掲げる事業を実施することができる。

２（略）

（削除）

二 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー１６－（２０）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。

15 第１項第１号から第14号までの事業は、令和８年３月３１日までに着手されたものでなくてはならない。

第４ 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施

１ 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一（略）

二 災害拠点病院等整備事業

災害拠点病院等として、第２第１７号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

２～３（略）

第５ 一時避難場所整備緊急促進事業の実施 （略）

第６ 地域防災力向上支援モデル事業の実施

１ 地方公共団体は、狭あい道路情報整備モデル事業として第２第５号イに掲げる事業を実施することができる。

２（略）

３ 次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第２第５号ロ(1)に掲げる評価・調査事業、同(2)に掲げる普及・広報事業及び同(3)に掲げる事務事業

3 前2項に掲げる事業は、令和8年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。

第7 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の実施

1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一 広域モデル策定型

地域グループが行う、木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等、災害協定等の内容に応じたモデル的取組

二 地域モデル実装型

地域協議会が行う、原則として前号に掲げる取組の成果を踏まえた、木造応急仮設住宅、復興住宅等のモデル的整備

2 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと

二 前項第2号について、原則として以下の要件を満たすこと

を実施することができる。

一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること

二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること

三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

4 前3項に掲げる事業は、令和8年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。

(新規)

イ 整備する復興住宅は、ZEH 水準に適合すること

ロ 整備する住宅は、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域）外又は土砂災害に係る災害危険区域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること

ハ 整備する住宅は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと

ニ 整備する住宅は、市街化調整区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること

3 前 2 項に掲げる事業は、令和 10 年 3 月 31 日までに着手されたものでなくてはならない。

第8 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施

次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第2第7号から第9号までを実施することができる。

- 一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

第9 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 建築物耐震対策緊急促進事業

地方公共団体及び民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業

二～三（略）

四 地域防災力向上支援モデル事業

地方公共団体が行う狭あい道路情報整備モデル事業

(新規)

第7 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 建築物耐震対策緊急促進事業

地方公共団体及び民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業並びに民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業に対して事務事業者が必要な費用を交付する事業

二～三（略）

四 地域防災力向上支援モデル事業

地方公共団体が行う狭あい道路情報整備モデル事業並びに民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業

<u>五 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業</u> <u>地域グループまたは地域協議会が行う暮らし維持のための安全・</u> <u>安心確保モデル事業</u> <u>六 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業</u> <u>民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業</u> 第10 国の補助 1、2（略） <u>（削除）</u> <u>3 国は、地方公共団体が行う地域防災力向上支援モデル事業の実施</u> <u>に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に</u> <u>対し補助することができる。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>4 国は、地域グループまたは地域協議会が行う暮らし維持のための</u>	<u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 第8 国の補助 1、2（略） <u>3 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業の実施に</u> <u>要する経費について、予算の範囲内において、事務事業を行う事務事</u> <u>業者に対し、その一部を補助することができる。</u> <u>4 国は、地方公共団体が行う地域防災力向上支援モデル事業の実施</u> <u>に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に</u> <u>対し補助することができる。</u> <u>5 国は、民間事業者等が行う地域防災力向上支援モデル事業に係る</u> <u>評価・調査事業の実施に要する経費について、予算の範囲内におい</u> <u>て、当該民間事業者等に対し補助することができる。</u> <u>6 国は、民間事業者等が行う地域防災力向上支援モデル事業に係る</u> <u>普及・広報事業の実施に要する経費について、予算の範囲内におい</u> <u>て、当該民間事業者等に対し補助することができる。</u> <u>7 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び地域</u> <u>防災力向上支援モデル事業に係る事務事業の実施に要する経費につ</u> <u>いて、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助するこ</u> <u>とができる。</u> <u>（新規）</u>
--	---

安全・安心確保モデル事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地域グループまたは地域協議会に対し補助することができる。

5 国は、民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助することができる。

第 11 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、住宅・建築物防災力緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第 12 運営

住宅・建築物防災力緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

別表（略）

（削除）

附則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（新規）

第 9 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第 10 運営

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

別表 （略）

附則～附則 （略）

（新規）

第2 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の廃止

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日国住街第222号、国住市第155号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、旧要綱を、なお効力を有するものとみなして適用することができる。